

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（第一条関係）	1
○ 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）（第二条関係）	4
○ 原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）（第三条関係）	6
○ 被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）（第四条関係）	10
○ 東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）（第五条関係）	12
○ 令和二年七月豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令（令和二年政令第二百二十四号）（第五条関係）	13
○ 平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百一十一号）（第六条関係）	14
○ 令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第二百二十九号）（第七条関係）	15
○ 令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百二十三号）（第八条関係）	16
○ 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）（附則第二項関係）	17

改正案	現行
<p>（中央防災会議の委員及び専門委員）</p> <p>第三条 中央防災会議の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）の定数は、<u>二十七人以内とする。</u></p> <p>2～5（略）</p> <p>（国の補助）</p> <p>第四十二条 国は、前条各号に掲げる費用については、<u>特定災害対策本部長の指示又は非常災害対策本部長の指示に係る応急措置の内容その他の事情を勘案し、予算の範囲内において、その全部又は一部を補助することができる。</u></p> <p>（政令で定める地方公共団体等）</p> <p>第四十三条 法第百二条第一項の政令で定める地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体で、同項第一号の徴収金の減免の額と同項第二号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用の額との合計額が、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては一千万円、指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこ</p>	<p>（中央防災会議の委員及び専門委員）</p> <p>第三条 中央防災会議の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）の定数は、<u>二十六人以内とする。</u></p> <p>2～5（略）</p> <p>（国の補助）</p> <p>第四十二条 国は、前条各号に掲げる費用については、<u>非常災害対策本部長の指示に係る応急措置の内容その他の事情を勘案し、予算の範囲内において、その全部又は一部を補助することができる。</u></p> <p>（政令で定める地方公共団体等）</p> <p>第四十三条 法第百二条第一項の政令で定める地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体で、同項第一号の徴収金の減免の額と同項第二号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用の額との合計額が、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては一千万円、指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこ</p>

れに準ずる人口調査の結果による人口によるものとし、当該公示の人口調査期日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該市の人口は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条の規定により都道府県知事の公示した人口によるものとする。以下この項において同じ。）三十万人以上のものにあつては五百万円、人口三十万人未満十万人以上の市にあつては三百万円、人口十万人未満五十万人以上の市にあつては百五十万円、その他の市及び町村にあつては八十万円を超えるものとする。

一（略）

二 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した激甚災害につき、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第四条第一項から第三項までに規定する救助が行われた市町村であつて、当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県（同法第二条の二第一項に規定する救助実施市の区域にあつては、当該救助実施市）が支弁したものが当該市町村の標準税収入額の百分の一に相当する額を超えるもの

2 6（略）

附 則

1（略）

2 復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「二十七人」とあるのは、「二十八人」とする。

3 国際博覧会推進本部が置かれている間における第三条第一項の規定の

れに準ずる人口調査の結果による人口によるものとし、当該公示の人口調査期日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該市の人口は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条の規定により都道府県知事の公示した人口によるものとする。以下この項において同じ。）三十万人以上のものにあつては五百万円、人口三十万人未満十万人以上の市にあつては三百万円、人口十万人未満五十万人以上の市にあつては百五十万円、その他の市及び町村にあつては八十万円を超えるものとする。

一（略）

二 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した激甚災害につき、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第四条第一項又は第二項に規定する救助が行われた市町村であつて、当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県（同法第二条の二第一項に規定する救助実施市の区域にあつては、当該救助実施市）が支弁したものが当該市町村の標準税収入額の百分の一に相当する額を超えるもの

2 6（略）

附 則

1（略）

2 復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「二十六人」とあるのは、「二十七人」とする。

3 国際博覧会推進本部が置かれている間における第三条第一項の規定の

適用については、前項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十七人」とあるのは、「二十九人」とする。

4 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間における第三条第一項の規定の適用については、前二項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十七人」とあるのは、「三十人」とする。

(削る)

適用については、前項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十六人」とあるのは、「二十八人」とする。

4 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間における第三条第一項の規定の適用については、前二項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十六人」とあるのは、「二十九人」とする。

5 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての第四十三条の規定の適用については、同条第一項中「次の各号のいずれかに該当する地方公共団体」とあるのは「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が当該災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内にあるもののうち」と、同条第四項中「第一項及び前項」とあるのは「附則第五項の規定により読み替えて適用される第一項」と、同条第六項中「四年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「二年」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

6・7 (略)

5・6 (略)

改正案	現行
<p>（災害の程度）</p> <p>第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。） 第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（災害発生市町村等の長による救助の実施に関する事務の実施）</p> <p>第十七条 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととするときは、災害発生市町村等の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を災害発生市町村等の長に通知するものとする。この場合においては、当該災害発生市町村等の長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務（法第七条から第十条までに規定する事務に限る。）の一部を災害発生市町村等の長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。</p>	<p>（災害の程度）</p> <p>第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。） 第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（災害発生市町村の長による救助の実施に関する事務の実施）</p> <p>第十七条 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととするときは、災害発生市町村の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を災害発生市町村の長に通知するものとする。この場合においては、当該災害発生市町村の長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務（法第七条から第十条までに規定する事務に限る。）の一部を災害発生市町村の長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。</p>

3 法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、災害発生市町村等の長に関する規定として災害発生市町村等の長に適用があるものとする。

3 法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、災害発生市町村の長に関する規定として災害発生市町村の長に適用があるものとする。

改 正 案		現 行	
<p>（特定原子力損害賠償仮払金の支払に関する基準）</p> <p>第三条 法第十七条の三第一項に規定する政令で定める基準は、原子力事業者が、特定原子力損害の賠償額の確定の手續を開始するまでに要する期間を考慮して特定原子力損害賠償仮払金の支払の請求を行うことができる期間を定め、当該期間内に当該請求を行う次の表の上欄に掲げる特定原子力損害を受けた被害者に対してそれぞれ同表の中欄に定める要件を満たす特定原子力損害賠償仮払金の支払を行うものであり、かつ、当該被害者一人当たりの当該支払に充てられる貸付金（同条第二項第三号に規定する貸付金をいう。第五条において同じ。）の金額が、それぞれ同表の下欄に定める金額の範囲内であることとする。</p>			
<p>避難指示が行われた時に当該避難指示の対象となつた区域に存する住宅に居住していた者であつて、当該避難指示に基づく避難のための立退きによつて生じた特定原子力損</p>	<p>避難指示に基づく避難のための立退きの実施状況その他の事情を考慮して、被害者一人当たりを支払う金額を定めていること。</p>	<p>五十万円</p>	<p>（特定原子力損害賠償仮払金の支払に関する基準）</p> <p>第三条 法第十七条の三第一項に規定する政令で定める基準は、原子力事業者が、特定原子力損害の賠償額の確定の手續を開始するまでに要する期間を考慮して特定原子力損害賠償仮払金の支払の請求を行うことができる期間を定め、当該期間内に当該請求を行う次の表の上欄に掲げる特定原子力損害を受けた被害者に対してそれぞれ同表の中欄に定める要件を満たす特定原子力損害賠償仮払金の支払を行うものであり、かつ、当該被害者一人当たりの当該支払に充てられる貸付金（同条第二項第三号に規定する貸付金をいう。第五条において同じ。）の金額が、それぞれ同表の下欄に定める金額の範囲内であることとする。</p>
<p>避難指示等が行われた時に当該避難指示等の対象となつた区域に存する住宅に居住していた者であつて、当該避難指示等に基づく避難のための立退きによつて生じた特定原</p>	<p>避難指示等に基づく避難のための立退きの実施状況その他の事情を考慮して、被害者一人当たりを支払う金額を定めていること。</p>	<p>五十万円</p>	<p>（特定原子力損害賠償仮払金の支払に関する基準）</p> <p>第三条 法第十七条の三第一項に規定する政令で定める基準は、原子力事業者が、特定原子力損害の賠償額の確定の手續を開始するまでに要する期間を考慮して特定原子力損害賠償仮払金の支払の請求を行うことができる期間を定め、当該期間内に当該請求を行う次の表の上欄に掲げる特定原子力損害を受けた被害者に対してそれぞれ同表の中欄に定める要件を満たす特定原子力損害賠償仮払金の支払を行うものであり、かつ、当該被害者一人当たりの当該支払に充てられる貸付金（同条第二項第三号に規定する貸付金をいう。第五条において同じ。）の金額が、それぞれ同表の下欄に定める金額の範囲内であることとする。</p>

<p>害を受けた被害者であるもの</p>	<p>避難指示が行われた時に当該避難指示の対象となつた区域内に本店又は主たる事務所を有していた中小企業者等であつて、当該避難指示に基づく避難のための立退きによつて生じた特定原子力損害を受けた被害者であるもの</p>	<p>制限指示が行われた時に当該制限指示の対象となつた事業活動を行つていた中小企業者等であつて、当該制限指示に基づく事業活動の制限によつて生じた特定原子力損害を受けた被害者であるもの</p>
<p>子力損害を受けた被害者であるもの</p>	<p>避難指示等が行われた時に当該避難指示等の対象となつた区域内に本店又は主たる事務所を有していた中小企業者等であつて、当該避難指示等に基づく避難のための立退きによつて生じた特定原子力損害を受けた被害者であるもの</p>	<p>制限指示等が行われた時に当該制限指示等の対象となつた事業活動を行つていた中小企業者等であつて、当該制限指示等に基づく事業活動の制限によつて生じた特定原子力損害を受けた被害者であるもの</p>
<p>中欄に規定する逸失利益等相当金額の二分の一の金額又は二百五十万円のいずれか低い金額</p>	<p>中欄に規定する逸失利益等相当金額の二分の一の金額又は二百五十万円のいずれか低い金額</p>	<p>中欄に規定する逸失利益等相当金額の二分の一の金額又は二百五十万円のいずれか低い金額</p>
<p>中欄に規定する逸失利益等相当金額の二分の一の金額又は二百五十万円のいずれか低い金額</p>	<p>中欄に規定する逸失利益等相当金額の二分の一の金額又は二百五十万円のいずれか低い金額</p>	<p>中欄に規定する逸失利益等相当金額の二分の一の金額又は二百五十万円のいずれか低い金額</p>

<p>(前項に該当する者を除く。)</p>	<p>相当金額の全部又は一部を支払うものであること。</p>
<p>備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 避難指示 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。第四号において同じ。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下この号及び第四号において同じ。）又は都道府県知事に対して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた避難のための立退きを求める指示をいう。</p> <p>二 中小企業者等 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者及び医療法人、社会福祉法人その他これらに準ずるものとして文部科学省令で定める法人をいう。</p> <p>三 逸失利益等相当金額 避難指示に基づく避難のための立退き又は制限指示に基づく事業活動の制限によつて生じた特定原子力損害を受けた中小企業者等がその営む事業から当該避難指示又は制限指示がなければ得ることができたと見込まれる利益又は収支差額に相当する金額として文部科学省令で定めるところ</p>	

<p>るもの（前項に該当する者を除く。）</p>	<p>利益等相当金額の全部又は一部を支払うものであること。</p>
<p>備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 避難指示等 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。第四号において同じ。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下この号及び第四号において同じ。）又は都道府県知事に対して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた避難のための立退きを求める勧告又は指示をいう。</p> <p>二 中小企業者等 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者及び医療法人、社会福祉法人その他これらに準ずるものとして文部科学省令で定める法人をいう。</p> <p>三 逸失利益等相当金額 避難指示等に基づく避難のための立退き又は制限指示等に基づく事業活動の制限によつて生じた特定原子力損害を受けた中小企業者等がその営む事業から当該避難指示等又は制限指示等がなければ得ることができたと見込まれる利益又は収支差額に相当する金額として文部科学省令で定め</p>	

により算定した金額をいう。

四 制限指示 原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた事業活動の制限を求める指示をいう。

るところにより算定した金額をいう。

四 制限指示等 原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた事業活動の制限を求める勧告又は指示をいう。

改正案	現行
<p>（特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例）</p> <p>第三条 法第三条第四項の政令で定める世帯は、次に掲げる世帯（同条第二項第一号に掲げる世帯であるものを除く。次条第三項において「特定長期避難世帯」という。）とする。</p> <p>一 当該自然災害について災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項若しくは第六項又は第六十一条第一項の規定による立退きの指示（以下この号及び次条第三項において「避難指示」という。）がその区域の全部について行われた市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に当該避難指示が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難指示が行われている期間が通算して三年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第六十条第五項（同法第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされた日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの</p> <p>二 当該自然災害について災害対策基本法第六十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による警戒区域への立入りの制限若しくは禁止又は警戒区域からの退去の命令（以下この号及び次条第三項において「立入制限等」という。）がその</p>	<p>（特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例）</p> <p>第三条 法第三条第四項の政令で定める世帯は、次に掲げる世帯（同条第二項第一号に掲げる世帯であるものを除く。以下「特定長期避難世帯」という。）とする。</p> <p>一 当該自然災害について災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項若しくは第六項の規定による立退きの指示若しくは指示又は同法第六十一条第一項の規定による立退きの指示（以下「避難勧告等」という。）がその区域の全部について行われた市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に当該避難勧告等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難勧告等が行われている期間が通算して三年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第六十条第五項（同法第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされた日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの</p> <p>二 当該自然災害について災害対策基本法第六十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による警戒区域への立入りの制限若しくは禁止又は警戒区域からの退去の命令（以下「立入制限等」という。）がその区域の全部について行われた市</p>

区域の全部について行われた市町村の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過したもののうち、当該市町村の区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

2・3 (略)

(支援金の支給の申請)

第四条 (略)

2 (略)

3 法第三条第一項の規定による支援金(前条第二項に規定する加算額に係る部分に限る。)の支給の申請は、当該避難指示又は立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が特定長期避難世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。

4 (略)

町村の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過したもののうち、当該市町村の区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

2・3 (略)

(支援金の支給の申請)

第四条 (略)

2 (略)

3 法第三条第一項の規定による支援金(前条第二項に規定する加算額に係る部分に限る。)の支給の申請は、当該避難勧告等又は立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が特定長期避難世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してなければならない。

4 (略)

○ 東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第七条の政令で定める地区及び期日）</p> <p>第六条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、東日本大震災に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）<u>第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）</u>が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）とする。</p> <p>2（略）</p>	<p>（法第七条の政令で定める地区及び期日）</p> <p>第六条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）とする。</p> <p>2（略）</p>

○ 令和二年七月豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令（令和二年政令第二百二十四号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十条第一項第四号の政令で定める地区及び期間）</p> <p>第二条 前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める地区は、令和二年七月豪雨に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（法第三十条第一項第四号の政令で定める地区及び期間）</p> <p>第二条 前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める地区は、令和二年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。</p> <p>2 （略）</p>

○ 平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百十一号）（第六条 関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）</p> <p>第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、平成三十年七月豪雨に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号。次条第一項において「<u>災害対策改正法</u>」という。）<u>第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とする。</u></p> <p>2（略）</p> <p>（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）</p> <p>第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法<u>改正法第二条の規定による改正前の災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とする。</u></p> <p>2（略）</p>	<p>（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）</p> <p>第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）</p> <p>第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とする。</p> <p>2（略）</p>

○ 令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第二百二十九号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）</p> <p>第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和元年台風第十九号に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号。次条第一項において「<u>災対法等改正法</u>」という。）第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）</p> <p>第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和元年台風第十九号に際し<u>災対法等改正法</u>第二条の規定による改正前の災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。</p> <p>2（略）</p>	<p>（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）</p> <p>第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和元年台風第十九号に際し災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）</p> <p>第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和元年台風第十九号に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。</p> <p>2（略）</p>

○ 令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百二十三号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）</p> <p>第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和二年七月豪雨に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号。次条第一項において「<u>災害対策改正法</u>」という。） 〔第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。〕</p> <p>2（略）</p> <p>（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）</p> <p>第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和二年七月豪雨に際し災害救助法等改正法第二条の規定による改正前の災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。</p> <p>2（略）</p>	<p>（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）</p> <p>第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和二年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）</p> <p>第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和二年七月豪雨に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。</p> <p>2（略）</p>

○ 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（災害対策基本法施行令の規定の読替え適用）
 第八条 原子力災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（災害対策基本法施行令の規定の読替え適用）
 第八条 原子力災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四十二条	特定災害対策本部 部長の指示又は 非常災害対策本 部長	原子力災害対策特別措置法第十 五条第三項の規定に基づく内閣 総理大臣の指示又は同法第二十 条第二項の規定に基づく原子力 災害対策本部長

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四十二条	非常災害対策本 部長	原子力災害対策特別措置法第十 五条第三項の規定に基づく内閣 総理大臣の指示又は同法第二十 条第三項の規定に基づく原子力 災害対策本部長

2・3 (略)

2・3 (略)

